

令和5年度船橋市特別職報酬等審議会

資料（基礎編）

令和5年10月13日 職員課

目 次

特別職報酬等の審議会設置に関する条例、国通知	1
特別職・一般職の区分	2
議員報酬及び市長の給与について	3
議員の月収・年収（税控除前の金額）	4

特別職報酬等審議会設置に関する条例、国通知

○船橋市特別職報酬等審議会条例

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員の議員報酬並びに市長の給料及び退職手当(以下「議員報酬等」という。)について審議するため、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条 市長は、議員報酬等について、審議会の意見を聴く必要があると認めるときは、その都度審議会に諮ることができる。

第3条 審議会は、委員10人をもって組織し、その委員は、市内の公共的団体等の代表者その他住民の中から、必要の都度、市長が任命する。2 委員は、諮問による審議が終わったときは、解任されるものとする。

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

○特別職の報酬等について(抄)

(昭和39年5月28日自治給第208号自治事務次官通知)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領により速やかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市(特別区含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

記

1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。

2 都道府県知事は、都道府県議会議員の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。

なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。

3 審議会の委員は都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

特別職・一般職の区分

	特別職	一般職
該当する職	市長、 議長、副議長、議員など	局長、部長、課長、 係長、事務職、技術職など
議員報酬・ 給与の改定 (本則)	職務の性格及び責任の度合い に対応し、他市の状況、一般 職給与の改定状況、物価推移 などを総合的に勘案 特別職報酬等審議会の意見を 聞いて改定を実施	民間の給与水準に一致するよ うに毎年改定を実施 人事院勧告または人事委員会 勧告（民間給与との比較をも とに行う給与勧告）に基づき 改定を実施

※特別職給与・議員報酬の時限的な減額は、特別職報酬等審議会を経ず、議会で特例条例案を審議・議決して実施する。

議員報酬及び市長の給与について

	議長 副議長 議員	市長	
今回諮問の範囲	議員報酬（月額） 議長 759,000円 副議長 686,000円 議員 613,000円	給料（月額） 1,076,000円	特別職報酬等審議会 における審議の対象 （条例第1条） 退職手当 給料月額×在職月数 ×支給割合(44/100)
	—	地域手当	
一般職手当を準用	期末手当 議員報酬月額×1.2×4.4 令和5年度	期末手当 （給料月額+地域手当） ×1.2×4.4 令和5年度	
	政務活動費 月額 80,000円 を上限に支給	議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部を交付 政務活動費の具体例) 市政について住民に報告するために必要になる経費 政策形成等に必要研修会研修等に参加するための経費	
	調査旅費 委員会視察等に係る旅費		

議員の月収・年収（税控除前の金額）

月収	議長	議員報酬月額	759,000円			
	副議長		686,000円			
	議員		613,000円			
年収	議長	759,000円	× 12	+	期末手当	13,115,520円
	副議長	686,000円	× 12		3,622,080円	= 11,854,080円
	議員	613,000円	× 12		3,236,640円	= 10,592,640円

議員報酬月額 × 1.2 × 4.4月

（参考）市長の月収・年収・退職手当（税控除前の金額）

月収	給料月額	1,076,000円	+	地域手当	129,120円	=	1,205,120円
年収	月収の12か月分	1,205,120円	× 12	+	期末手当	6,363,032円	= 20,824,472円
任期4年毎	退職手当	給料月額 × 在職月数 × 0.44			=	22,725,120円	

（給料月額 × 12%）

（給料月額 + 地域手当） × 1.2 × 4.4月